

山 口 県 造 林 補 助 事 業 施 業 基 準

(昭 和 47年 11月 2 日 制 定)

(令 和 7 年 (2025年) 5 月 20日 改 正)

1 趣旨

山口県造林事業等補助金交付要綱（平成10年(1998年)4月13日制定）等に基づく造林補助事業の施業基準は、山口県造林事業等実施要領等に定めるもののほか、次によるものとする。

2 人工造林

(1) 対象樹種

スギ、ヒノキ、コウヨウザン、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、和華松、センダン、イチヨウ、クヌギ、キリ、ケヤキ、ヤブツバキ、クスノキ、ヤマザクラ、コナラ、モッコク、イヌエンジュ、サカキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カシ類、コウヤマキ、イヌマキ、ラカンマキ、モミ、ヤマガキ、ナツツバキ、トチノキ、カヤ、及び「山口県造林補助事業における人工造林等対象樹種承認要領」に基づく申請がされ承認を得たものとする。

(2) 植栽本数

ア コウヨウザン

1,000～2,000本/haとする。

イ センダン

400～800本/haとする。

ウ ア、イを除く樹種

1,000～3,000本/haとする。

(3) 地拵え

造林木の生育及び植付け後の下刈りに支障をきたさない程度に草本植物、低木類等の刈払い及び枝条等の片付けを行うものとする。

なお、生物多様性の観点から広葉樹や枯死木、樹洞木等を単木的に保存することが出来るものとする。

また、水田跡地(湿田)の造林は、造林木の生育に支障がないように排水溝の設置及び盤ぬきを行うものとする。

(4) 植栽

植穴付近の地被表物等の除去を行った上で、苗木を植え付けるものとする。

なお、普通の山行苗の植穴は、直径30cm、深さ30cmを標準とする。

(5) 補植

1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率がおおむね30%以上発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な

植栽及び造林木の生育や下刈りに支障をきたさない程度に片づけを行うものとする。

なお、山地災害危険防止区域等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、人工造林により1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができるものとする。

(6) 早生樹植栽場所

早生樹は、水分、養分、陽光等への要求度が高く、適地に植栽してはじめてそのポテンシャルを発揮することから、各樹種の特性に十分留意の上、植栽地を決定すること。以下に各樹種の推奨する植栽場所等を示す。

ア コウヨウザン

土壌が深く、肥沃で湿潤な土地に植栽する。

また、風害に弱いとされることから、風衝地や風が集まる場所への植栽は避ける。

なお、シカやノウサギによる苗木への被害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

イ センダン

光要求度が高く、被陰下への植栽は成長の著しい低下を招くことから避けるものとし、谷部や斜面下部、平地などの肥沃で湿潤、かつ排水が良好な土地に植栽する。

また、凍害に弱いことから、高標高地での植栽は避ける。

なお、苗木へのシカの食害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

(7) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）における人工造林

ア 対象樹種

「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び(1)で定める広葉樹

イ 地拵え等

地拵え、植栽及び補植は、(3)～(5)に準ずる。

ウ 植栽本数

2,000本/ha以下とする。ただし、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、2,000本/ha以上を可能とする。

3 単層林改良

優良な育成単層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし等更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植え付け及び不用木の除去、不良木の淘汰を実施するものとする。

- (1) 抜き伐り
主林木の生育に支障のある不用木竹を全て除去する。
- (2) 地表かき起こし
面積比率で30%以上を実施するものとする。
- (3) 不用萌芽の除去
株立本数1株3本立てを標準とするが、伐り株の密度によって適宜加減するものとし、成長見込みのある伸びのよいものを残し、他は切り除くものとする。
- (4) 苗木の植栽
ア 対象樹種等
対象樹種、地拵え及び植栽は、人工造林に準ずる。
イ 植栽本数
1,000～2,500本/haとする。

4 保育

- (1) 下刈り
ア 全刈り
造林木の成長が阻害されないよう雑草木（つる類、ササ・タケ類を含む。）を全て除去する。
イ 筋刈り
筋刈りでは、造林木に沿って約1.1m幅で帯状に刈り払うものとし、坪刈りにあっては、造林木の周囲を半径約0.8mの円形に刈り払うものとする。
- (2) 除伐
森林の健全な成育を促すよう、不用木竹を全て除去するとともに、必要に応じ、不良木の淘汰を行うものとする。
ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (3) 除伐（侵入竹除去）
主に侵入した竹を伐倒して片付ける作業を行うものとする。
なお、片付けは、伐倒作業後に枝条・竹を集積して、固定又は整理する作業とする。
- (4) 保育間伐及び間伐
適正な密度管理を目的として、不用木竹の除去、不良木の淘汰を行うものとする。
また、必要に応じ、選木、玉切り及び搬出集積を行うものとする。

ア 間伐率

本数率で20%以上かつ材積率で35%以内とする。

ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合、または、施業体系から当該伐採率未滿とすることが適切と判断される場合は、本数率で10%以上とする。

イ 選木

伐倒前に伐倒する立木が判別できるようテープ等でマーキングを行うものとする。

ウ 玉切り

伐倒した木を、3～5 m程度に切断するとともに、簡易な枝払いを行い、地面に接地させるものとする。

(5) 雪起こし及び倒木起こし

雪压倒伏木の引き起こし及び根踏み（雪起こし）あるいは気象災等による倒伏木の引き起こし及び根踏み（倒木起こし）を行うものとし、引き起こした造林木は風雪等により倒れることのないように、縄又はテープ等により固定するものとする。

(6) 枝打ち

スギ・ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に全ての立木に対して行うものとする。

1回の打ち上げ高は生枝について1 m以上実施し、枝下高は施行地の平均枝下高とする。ただし、枝下高はおおむね8 mを上限とする。

5 更新伐

育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木竹の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らしを行うものとする。

(1) 整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的として前生樹の伐倒をするものとし、主林木のおおむね70%以下（本数率）を行うものとする。

ただし、森林経営計画に基づいて実施する場合は、この限りではない。

(2) 人工林整理伐

天然更新による針広混交林化、広葉樹林化を促進するため、人工林の抜き伐りを行うものとする。

主林木の伐採率は本数率でおおむね50%以下（20%以上が補助対象）とする。ただし、特定機能回復事業で実施する場合は、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

(3) 誘導伐

人為的な整備及び保全により多様な森林へと誘導することを目的として行う帯状又は群状の伐採と確実な更新を図る複層林施業を行うものとする。

方法は、帯状伐採（伐採幅40m未満）又は群状伐採（1ha未満）とし、伐区と伐区の上に20m以上の幅で保護樹帯を設けること。なお、区域内における伐採面積の合計は、おおむね50%未満とする。

なお、主林木の一部を保残する場合には、林冠が閉鎖せず、下層木の生育に十分に必要の光環境を確保できる範囲内で行うこととする。なお、保残木の本数目安は、植栽等を行う樹木の立木本数の10%未満とする。

実施に当たっては、多様な樹種により構成されるモザイク的な林相となるよう、配慮すること。

6 樹下植栽等

(1) 樹下植栽

優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下植栽を実施するものとする。

ア 対象樹種等

対象樹種、地拵え及び植栽は、人工造林に準ずる。

なお、更新伐のうち誘導伐にかかる下層木の更新については、尾根筋、沢筋を可能な限り針広混交林に誘導するものとする。

イ 植栽本数

1,000～2,500本/haとする。

(2) 複層林改良

天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽、または、播種不用萌芽・不要木の除去、不良木の淘汰及び巻枯らしを実施するものとする。

ア 抜き伐り

不用木の除去及び不良木の淘汰は、本数除去率でおおむね30%以上実施するものとする。

イ 地表かき起こし

面積比率で30%以上を実施するものとする。

ウ 不用萌芽の除去

株立本数1株3本立てを標準とするが、伐り株の密度によって適宜加減するものとし、成長見込みのある伸びのよいものを残し、他は切り除くものとする。

エ 苗木の植栽

(ア) 対象樹種等

対象樹種、地拵え及び植栽は、人工造林に準ずる。

(イ) 植栽本数

1,000～2,500本/haとする。

7 衛生伐

森林の健全な生育を促すよう松くい虫の繁殖源を除去する。
当年度被害木については、薬剤散布等により適切に処理する。
なお、過年度被害木を含む不用木・不良木についても併せて処理する。

8 一貫作業

標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して実施するものとする。

ア 伐採方法

「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。

イ 苗木の植栽

(ア) 対象樹種

人工造林の(7)アに準ずる。

(イ) 地拵え等

地拵え、植栽及び補植は、人工造林に準ずる。

(ウ) 植栽本数

人工造林の(7)ウに準ずる。

9 鳥獣害防止施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とし、2～8の森林整備と一体的に実施するものとする。

なお、被害状況等に応じて整備する施設等を選択し、設置した施設は適切な維持管理に努めるものとする。

(1) シカ防護柵

ア 規格及び構造は、別添標準仕様図と同等のものとする。

イ ネットの設置高は、1.8m（許容範囲：－10cm）とし、最低高 1.7mを保つものとする。

(2) シカ食害防止保護筒、シカ被害防止保護ネット

規格及び構造は、別添標準仕様図と同等のものとする。

また、シカ被害防止保護ネットを実施する場合は、資材の規格、数量を決定するため面積100m²以上のプロットを1ヶ所/ha以上設置する。

(3) 忌避剤

ア 使用する薬剤は、農薬取締法第3条の規定に基づく登録済みの農薬とする。

イ 薬剤の使用にあたっては農薬取締法等の規制に基づくものとし、人畜及び周辺植生に危害を及ぼさないよう、適正な実施に努めるものとする。

ウ 薬剤の使用量は、使用説明書に示された量とする。

10 荒廃竹林整備

荒廃竹林において、竹をすべて伐倒し片付けを行うものとし、2～8の森林整備と一体的に実施するものとする。

- (1) 片付けは、伐倒作業後に枝条・竹を集積して、固定又は整理する作業とする。
- (2) ヘクタール当たりの竹本数を把握するため、面積10m²以上のプロットを1ヵ所/ha以上設置する。

11 森林作業道整備

「山口県森林作業道開設指針」及び「山口県森林作業道開設基準」に則る森林作業道の開設、改良及び復旧とし、2～8の森林整備と一体的に実施されるものとする。

附 則

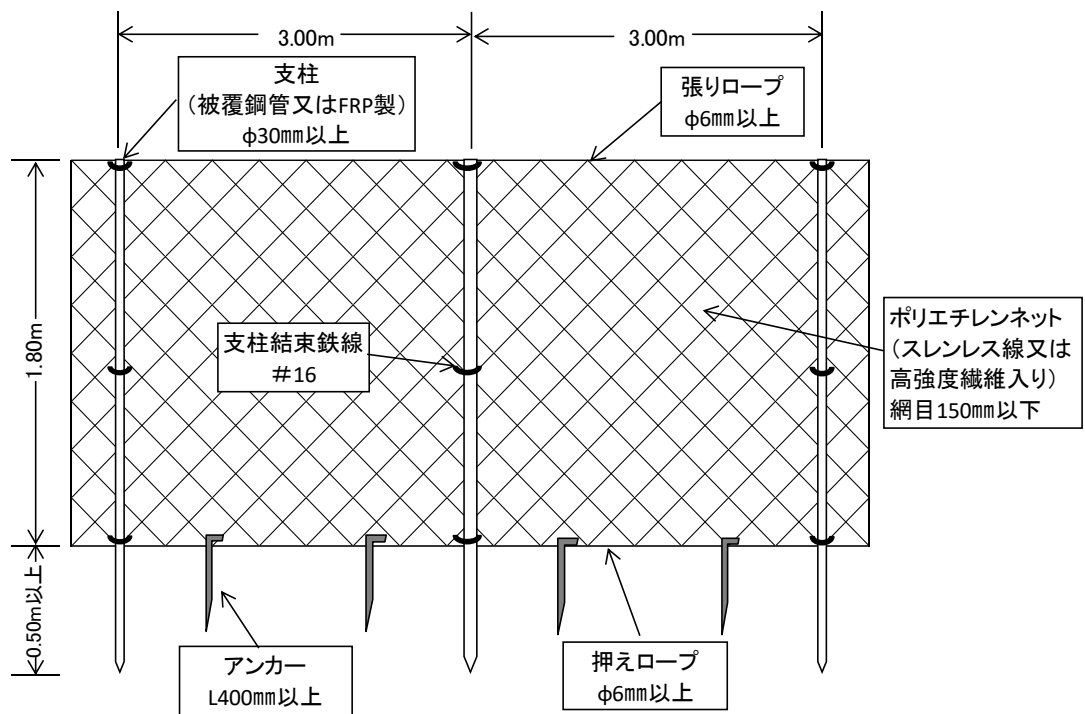
- (昭和48年11月15日改正) この基準は、昭和48年7月1日から適用する。
- (昭和49年11月2日改正) この基準は、昭和49年7月1日から適用する。
- (昭和51年2月17日改正) この基準は、昭和50年10月1日から適用する。
- (昭和51年10月15日改正) この基準は、昭和51年7月1日から適用する。
- (昭和53年1月4日改正) この基準は、昭和52年10月1日から適用する。
- (昭和53年11月24日改正) この基準は、昭和53年10月1日から適用する。
- (昭和54年11月15日改正) この基準は、昭和54年11月1日から適用する。
- (昭和56年8月18日改正) この基準は、昭和56年8月1日から適用する。
- (昭和59年8月1日改正) この基準は、昭和59年8月1日から適用する。
- (昭和60年9月25日改正) この基準は、昭和60年9月25日から適用する。
- (昭和61年7月24日改正) この基準は、昭和61年7月18日から適用する。
- (昭和62年9月21日改正) この基準は、昭和62年度事業から適用する。
- (平成2年9月28日改正) この基準は、平成2年7月2日から適用する。
- (平成4年1月20日改正) この基準は、平成3年10月1日から適用する。
- (平成5年3月30日改正) この基準は、平成4年11月2日から適用する。
- (平成8年9月27日改正) この基準は、平成8年9月27日から適用する。
- (平成10年(1998年)4月13日改正) この基準は、平成10年度事業から適用する。
- (平成10年(1998年)9月1日改正) この基準は、平成10年9月1日から適用する。
- (平成11年(1999年)4月1日改正) この基準は、平成11年4月1日から適用する。
- (平成11年(1999年)11月8日改正) この基準は、平成11年11月1日から適用する。
- (平成12年(2000年)4月4日改正) この基準は、平成12年4月4日から適用する。
- (平成13年(2001年)4月3日改正) この基準は、平成13年4月3日から適用する。
- (平成14年(2002年)10月8日改正) この基準は、平成14年10月8日から適用する。
- (平成15年(2003年)4月4日改正) この基準は、平成15年4月4日から適用する。
- (平成15年(2003年)4月4日改正) この基準は、平成15年11月25日から適用する。
- (平成17年(2005年)10月21日改正) この基準は、平成17年11月1日から適用する。
- (平成18年(2006年)11月24日改正) この基準は、平成18年11月24日から適用する。

(平成20年(2008年)4月17日改正) この基準は、平成20年度事業から適用する。
(平成20年(2008年)12月2日改正) この基準は、平成20年12月2日から適用する。
(平成21年(2009年)12月21日改正) この基準は、平成21年12月21日から適用する。
(平成22年(2010年)5月13日改正) この基準は、平成22年5月13日から適用する。
(平成22年(2010年)10月25日改正) この基準は、平成22年11月1日から適用する。
(平成23年(2011年)5月20日改正) この基準は、平成23年5月20日から適用する。
(平成23年(2011年)9月30日改正) この基準は、平成23年10月1日から適用する。
(平成24年(2012年)5月21日改正) この基準は、平成24年5月21日から適用する。
(平成25年(2013年)1月4日改正) この基準は、平成25年1月4日から適用する。
(平成26年(2014年)5月21日改正) この基準は、平成26年5月21日から適用する。
(平成27年(2015年)10月8日改正) この基準は、平成27年10月15日から適用する。
(平成28年(2016年)1月12日改正) この基準は、平成28年1月12日から適用する。
(平成28年(2016年)7月1日改正) この基準は、平成28年10月1日から適用する。
(平成30年(2018年)10月1日改正) この基準は、平成30年10月2日から適用する。
(令和元年(2019年)5月21日改正) この基準は、令和元年5月21日から適用する。
(令和2年(2020年)7月1日改正) この基準は、令和2年7月1日から適用する。
(令和4年(2022年)5月20日改正) この基準は、令和4年5月21日から適用する。
(令和4年(2022年)9月26日改正) この基準は、令和4年10月1日から適用する。
(令和5年(2023年)5月22日改正) この基準は、令和5年5月23日から適用する。
(令和6年(2024年)5月14日改正) この基準は、令和6年5月20日から適用する。
(令和7年(2025年)2月27日改正) この基準は、令和7年2月27日から適用する。
(令和7年(2025年)5月20日改正) この基準は、令和7年5月20日から適用する。

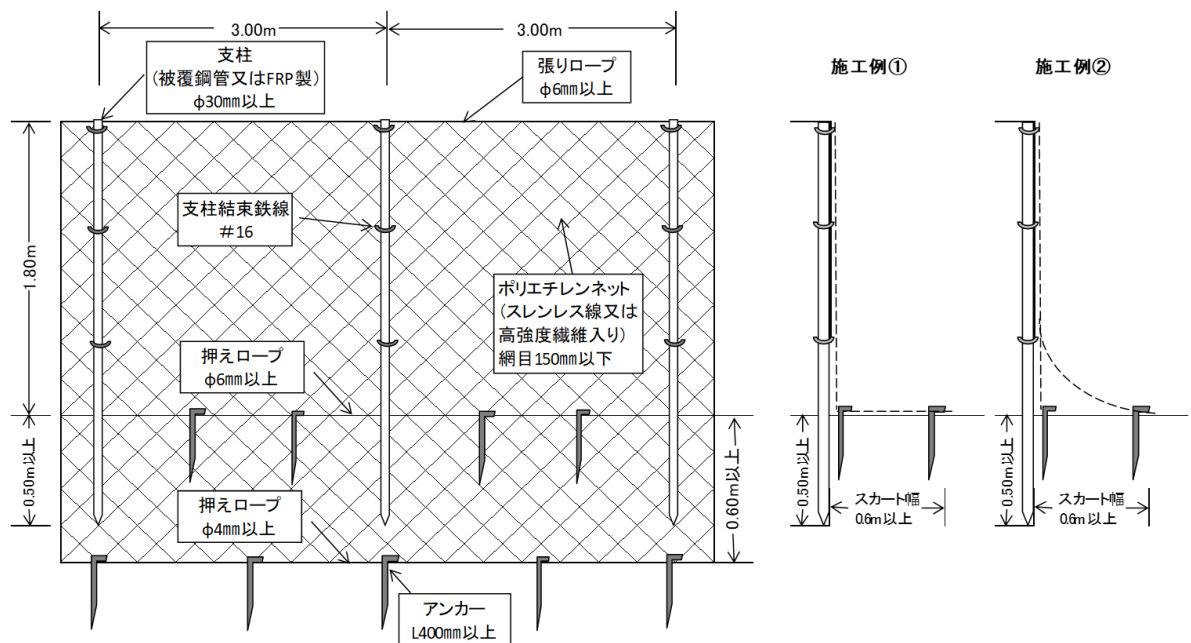
別添標準仕様図

1 シカ防護柵

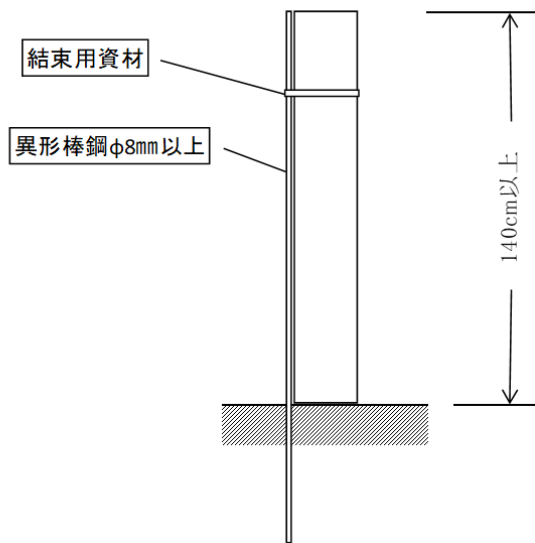
(1) スカートネットなし



(2) スカートネット付き (一体型・分離型)



2 シカ食害防止保護筒（チューブ型・袋型）



注）その他基準は各メーカーの推奨施工方法の基準を満たすものとする。

3 シカ被害防止保護ネット

